

狛江市における「GIGA スクール構想」計画について

(公立学校情報機器整備費補助金交付要綱 (元文科初第 1505 号令和 2 年 2 月 20 日 文部科学大臣決定) 第 4 条第 1 項の規定に基づき申請)

1 ICT活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画

(1) 各年度における ICT 活用目標

平成 31 年度まで (現状)

- 小学校に 1 校 80 台、タブレット型情報端末が整備 (特別支援学級設置校にはさらに 10 台配備) 済み (平成 30 年度)
- 中学校に 1 校 80 台、ハイブリッド PC が整備 (特別支援学級設置校にはさらに 10 台配備) 済み (平成 30 年度)
- 平成 29 年度までも、各小・中学校には 1 校 40 台の情報端末が配備されていたため、平均すると各クラスで週に 1 回以上、ICT を活用した学習を行った。
- ⇒本市の児童・生徒は、情報端末の基本的な操作方法や、情報モラル等を身に付けるとともに、90%以上の教員が、何らかの形で ICT を活用した授業を実施している。(令和元年度 文部科学省「教育の情報化に関する調査」結果から)

令和 2 年度以降

- 令和 2 年度内の情報端末整備に伴い、児童・生徒の情報活用能力を発達段階に応じて着実に育成できるよう、以下の学習を系統的に実施する。
 - ①基本的な情報端末等の操作
 - ②問題解決・探究における情報活用
 - ③プログラミング的思考の育成 (プログラミング教育)
 - ④情報モラル、情報セキュリティ
- 平成 29 年告示の学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の具現化を目指すため、情報端末を活用し、情報の収集、考えの整理、制作物の編集、情報の発信と表現等の活動を充実させていく。
- 感染症の拡大等学校が臨時休業を余儀なくされるなどの事態に備え、オンライン授業が滞りなく実施できるよう、児童・生徒のアカウント発行等、実施体制の整備を進める。オンライン授業は、臨時休業の期間や児童・生徒の発達の段階を考慮し、以下の授業形態を必要に応じて選択できるようにする。
 - ①対話型の双方向の授業
 - ②動画配信型の授業
 - ③学習課題をやり取りする授業
 - ④既存の学習サービスや学習コンテンツを活用する授業
- 情報端末整備に伴い、臨時休業時・平常時を問わず、児童・生徒の家庭学習が充実するよう環境を整備する。自宅学習システムを導入し、児童・生徒の学習履歴を把握するとともに、個々の学習履歴から学習課題を分析し、適切な支援を行う。
- 情報端末整備に伴い、臨時休業期間・平常時を問わず、児童・生徒が情報端末を使用してインターネット上で読書ができるサービスを導入する。

(2) 指導体制の強化や働き方改革 (校務の効率化) への対応

- 令和 2 年度も継続して ICT 支援員を 1 校当たり 1 名配置している。
- 平成 30 年度に校務支援システムを導入し、教材を教員間 (他校も含む) で共有したり、授業では端末を使って児童・生徒に共有したりすることで、授業準備や授業中の負担を軽減できるようにしてきた。また、教員同士の連絡や、教育委員会から各学校の教職員への連絡を校務支援システム上で実施することで、ペーパーレス化、会議のスリム化を図るとともに、校務の効率化を推進してきた。
- 情報端末整備に伴い、(1) で述べた児童・生徒の学習履歴の蓄積ができるサービスを導入するとともに、採点業務・成績処理業務等の効率化を図る。

(3) 達成状況を踏まえたフォローアップ

- 各年度終了後、文部科学省「教育の情報化に関する調査」の結果も踏まえ、各学校の活用状況 (実践事例の報告を含む) を教育委員会事務局にて把握し、優れた実践を行っている学校を価値付けるとともに、目標未達成の学校については、ICT 活用に関する研修を実施するなどの支援を行う。
- 各学校の担当者と管理職の代表者にて構成する情報教育推進協議会において、各学校の ICT 活用に関する効果的な取組状況を共有する。
- 児童・生徒の端末の操作方法やソフトの活用方法等、教員への総合的な支援については、文部科学省の GIGA スクールサポーターを活用する。

2 通信ネットワーク環境 (校内 LAN) 整備計画

現状

- 全 10 校に共通で、約 10 年前に Cat5E ケーブルを敷設し、各教室に壁面情報コンセントを配備した。その情報コンセントは全普通教室及び特別教室に配備した。
- 小学校の特別教室における情報コンセントの配備先が、多目的室、理科室、図書室、算数教室といった専科教室にとどまっている。
- 中学校は体育館を除くほぼ全ての特別教室に情報コンセントを敷設した。その後、中学校は平成 27 年に壁面情報コンセントを取り外し、天井無線アクセスポイント (以下 AP) 運用に変更し、校内全て無線 LAN 化した。
- 小学校は、平成 30 年に壁面情報コンセントを利用する運用で、無線 AP を各校 23 台に新規配備し、持ち運び式となるが校内を無線 LAN 化した。

目標

- 全校「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」等を活用し、基線について、Cat5E 配線を 10Gbps 通信に対応した Cat6A 配線に敷設し直す。
- 小学校は、体育館も含めたすべての特別支援教室にも無線 AP を追加配備する。また、各教室において、無線 AP は天井固定運用に変更する。
- 中学校は、5 年前に配備した無線 AP を小学校と同じ無線 AP に変更し、体育館にも追加配備する。さらに小学校同様に教育委員会として無線 AP の一元管理を行う。
- 校内 LAN の高度化や通信容量の増加に対応して、通信環境のパフォーマンス向上を図るため、ネットワークのボトルネック改善に努める。

3 その他

- (1) 学習者用コンピュータ配備計画
1 人 1 台学習者用コンピュータの配備 (1/3 分) についても令和 2 年 9 月を目途に配備
- (2) 広域・大規模での共同調達実施計画
計画なし
- (3) 計画の取扱い等に関する事項
本計画は、総合教育会議や教育委員会会議等に諮った上で、教育委員会のホームページ等で公表する。
- (4) タブレット型情報端末の義務教育後の継続貸与
Society 5.0 等、高度情報化社会への対応を見据え、タブレット型情報端末を有効に活用してもらうため、義務教育終了後の貸与を検討する。